

（第48号議案）

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

建築物に関する確認申請手数料の額等を改定するとともに、建築基準法等の改正に伴い規定を整備する必要があるため、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

1 改正の主な内容

- （1）建築基準法で規定する、建築に関する確認の申請に対する審査手数料等を改正する。
- （2）都市の低炭素化の促進に関する法律で規定する、低炭素建築物新築計画認定手数料等を改正する。
- （3）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律で規定する、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を改正する。

2 施行日

令和7年(2025年)4月1日(一部は、公布の日)

3 新旧対照表

別紙のとおり

中野区事務手数料条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)			
附則 (略)				附則 (略)			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
	事務	名称及び額	徴収 時期		事務	名称及び額	徴収 時期
1	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～	～	～	～	～
84	(略)	(略)	(略)	84	(略)	(略)	(略)
84の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画(以下この項から84の6の項までにおいて「長期優良住宅建築等計画等」という。)の項において同じ。)の場合において、一戸建ての住宅の新築しようとするときは、(1)のアの(ア)又はイの(イ)に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、若しくは改築しようするとき又は当該住宅について建築行為を行わないときは、(2)のアの(ア)又はイの(イ)に掲げる額(当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合において	長期優良住宅建築等計画等認定申請手(略)料 認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額(当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を除く。以下この項及び次項において「長期優良住宅建築等計画等」という。)の項において同じ。)の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの(ア)又はイの(イ)に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、若しくは改築しようするとき又は当該住宅について建築行為を行わないときは、(2)のアの(ア)又はイの(イ)に掲げる額(当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合において	(略)	84の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画(以下この項から84の6の項までにおいて「長期優良住宅建築等計画等」という。)の項において同じ。)の場合において、一戸建ての住宅の新築しようとするときは、(1)のアの(ア)又はイの(イ)に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、若しくは改築しようするとき又は当該住宅について建築行為を行わないときは、(2)のアの(ア)又はイの(イ)に掲げる額(当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合において	長期優良住宅建築等計画等認定申請手(略)料 認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額(当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を除く。以下この項及び次項において「長期優良住宅建築等計画等」という。)の項において同じ。)の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの(ア)又はイの(イ)に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、若しくは改築しようするとき又は当該住宅について建築行為を行わないときは、(2)のアの(ア)又はイの(イ)に掲げる額(当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合において	(略)

は、一の建築物について91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。))である建築主事又は建築副主事が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3の規定による特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査又は建築物の計画(同法第20条第1項第4号に掲げる建築物に係るものうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。)が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下これらを「特定建築基準適合審査」という。)をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに86の2の項に掲げる額の手数を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機(以下この項及び次項において「昇降機」という。)に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の2の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額)

は、一の建築物について91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。))である建築主事又は建築副主事が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下「特定建築基準適合審査」という。)をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに86の2の項に掲げる額の手数を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機(以下この項及び次項において「昇降機」という。)に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の2の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額)

		(1)・(2) (略)				(1)・(2) (略)	
84の3	(略)	(略)	(略)	84の3	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～	～	～	～	～
85	(略)	(略)	(略)	85	(略)	(略)	(略)
86	建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査	建築物に関する確認申請手数料 確認申請1件につき、次のアからケまでに掲げる区分に応じ、次に掲げる額(当該申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に掲げる額の手数を加えた額) ア 床面積の合計(以下この項において「床面積」という。)が30平方メートル以下のとき <u>6,900円</u> イ 床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき <u>13,000円</u> ウ 床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき <u>21,000円</u> エ 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のとき <u>25,000円</u> オ～ケ (略) 床面積の算定は、次に定めるところによる。 ア～エ (略)	(略)	86	建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査	建築物に関する確認申請手数料 確認申請1件につき、次のアからケまでに掲げる区分に応じ、次に掲げる額(当該申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に掲げる額の手数を加えた額) ア 床面積の合計(以下この項において「床面積」という。)が30平方メートル以下のとき <u>5,600円</u> イ 床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき <u>9,400円</u> ウ 床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき <u>14,000円</u> エ 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のとき <u>19,000円</u> オ～ケ (略) 床面積の算定は、次に定めるところによる。 ア～エ (略)	(略)
86の2	(略)	(略)	(略)	86の2	(略)	(略)	(略)
87	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査	建築物に関する完了検査申請手数料 ア 床面積の合計(以下この項において「床面積」という。)が30平方メートル以下のとき <u>6,900円</u> イ 床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき <u>13,000円</u> ウ 床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき <u>21,000円</u> エ 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のとき <u>25,000円</u> オ～ケ (略) 床面積の算定は、次に定めるところによる。 ア～エ (略)	(略)	87	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査	建築物に関する完了検査申請手数料 ア 床面積の合計(以下この項において「床面積」という。)が30平方メートル以下のとき <u>5,600円</u> イ 床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき <u>9,400円</u> ウ 床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき <u>14,000円</u> エ 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のとき <u>19,000円</u> オ～ケ (略) 床面積の算定は、次に定めるところによる。 ア～エ (略)	(略)

		<p>ル以下のとき <u>15,000円</u></p> <p>イ 床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき <u>17,000円</u></p> <p>ウ 床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき <u>25,000円</u></p> <p>エ 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のとき <u>31,000円</u></p> <p>オ～ケ (略)</p> <p>床面積の算定は、次に定めるところによる。</p> <p>ア・イ (略)</p>			<p>ル以下のとき <u>11,000円</u></p> <p>イ 床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき <u>12,000円</u></p> <p>ウ 床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき <u>16,000円</u></p> <p>エ 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のとき <u>23,000円</u></p> <p>オ～ケ (略)</p> <p>床面積の算定は、次に定めるところによる。</p> <p>ア・イ (略)</p>		
88	<p>建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査(当該建築物を建築した場合(同一敷地内において移転した場合を除く。)に限る。)の申請(当該申請が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。次項及び124の項において同じ。)に対する審査</p>	<p>中間検査を受けた建築物の建築に関する完了検査申請手数料</p> <p>ア 床面積の合計(以下この項において「床面積」という。)が30平方メートル以下のとき <u>12,000円</u></p> <p>イ 床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき <u>16,000円</u></p> <p>ウ 床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき <u>23,000円</u></p> <p>エ 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のとき <u>29,000円</u></p> <p>オ～ケ (略)</p>	(略)	88	<p>建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査(当該建築物を建築した場合(同一敷地内において移転した場合を除く。)に限る。)の申請(当該申請が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。次項及び124の項において同じ。)に対する審査</p>	<p>中間検査を受けた建築物の建築に関する完了検査申請手数料</p> <p>ア 床面積の合計(以下この項において「床面積」という。)が30平方メートル以下のとき <u>9,900円</u></p> <p>イ 床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき <u>11,000円</u></p> <p>ウ 床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき <u>15,000円</u></p> <p>エ 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のとき <u>21,000円</u></p> <p>オ～ケ (略)</p>	(略)
89	(略)	(略)	(略)	89	(略)	(略)	(略)
90	(略)	(略)	(略)	90	(略)	(略)	(略)
91	(略)	(略)	(略)	91	(略)	(略)	(略)
91の2	<p>建築基準法第18条第2項(同法第87条第1項において準用</p>	<p>建築物に関する計画通知手数料</p> <p>計画通知1件につき、次のアからケまで</p>	(略)	91の2	<p>建築基準法第18条第2項(同法第87条第1項において準用</p>	<p>建築物に関する計画通知手数料</p> <p>計画通知1件につき、次のアからケまで</p>	(略)

	<p>する場合を含む。)の規定に基づき、次に掲げる額(当該通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事又は建築副主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に掲げる額の手数を加えた額)</p> <p>ア 床面積の合計(以下この項において「床面積」という。)が30平方メートル以下のとき <u>6,900円</u></p> <p>イ 床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき <u>13,000円</u></p> <p>ウ 床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき <u>21,000円</u></p> <p>エ 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のとき <u>25,000円</u></p> <p>オ～ケ (略)</p> <p>床面積の算定は、次に定めるところによる。</p> <p>ア～エ (略)</p>			<p>する場合を含む。)の規定に基づき、次に掲げる額(当該通知に係る計画に建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事又は建築副主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に掲げる額の手数を加えた額)</p> <p>ア 床面積の合計(以下この項において「床面積」という。)が30平方メートル以下のとき <u>5,600円</u></p> <p>イ 床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき <u>9,400円</u></p> <p>ウ 床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき <u>14,000円</u></p> <p>エ 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のとき <u>19,000円</u></p> <p>オ～ケ (略)</p> <p>床面積の算定は、次に定めるところによる。</p> <p>ア～エ (略)</p>			
91の3	(略)	(略)	(略)	91の3	(略)	(略)	(略)
91の4	<p>建築基準法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する工事完了の通知に対する審査</p>	<p>建築物に関する工事完了通知手数料</p> <p>ア 床面積の合計(以下この項において「床面積」という。)が30平方メートル以下のとき <u>15,000円</u></p> <p>イ 床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき <u>17,000円</u></p> <p>ウ 床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき <u>21,000円</u></p>	(略)	91の4	<p>建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する工事完了の通知に対する審査</p>	<p>建築物に関する工事完了通知手数料</p> <p>ア 床面積の合計(以下この項において「床面積」という。)が30平方メートル以下のとき <u>11,000円</u></p> <p>イ 床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき <u>12,000円</u></p> <p>ウ 床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき <u>14,000円</u></p>	(略)

(別紙)

		0平方メートル以下のとき <u>25,000円</u> エ 床面積が200平方メートルを超え50 0平方メートル以下のとき <u>31,000円</u> オ～ケ (略) 床面積の算定は、次に定めるところによ る。 ア・イ (略)				0平方メートル以下のとき <u>16,000円</u> エ 床面積が200平方メートルを超え50 0平方メートル以下のとき <u>23,000円</u> オ～ケ (略) 床面積の算定は、次に定めるところによ る。 ア・イ (略)	
91の5	建築基準法第18条第20項の 規定に基づく建築物に関する 工事完了(当該建築物を建築 した場合(同一敷地内におい て移転した場合を除く。)に限 る。)の通知(当該通知が同条 第28項の特定工程に係る建築 物についてされるものである 場合に限る。次項及び125の4 の項において同じ。)に対する 審査	中間検査を受けた建築物の建築に関する(略) 工事完了通知手数料 ア 床面積の合計(以下この項において 「床面積」という。)が30平方メー トル以下のとき <u>12,000円</u> イ 床面積が30平方メートルを超え100 平方メートル以下のとき <u>16,000円</u> ウ 床面積が100平方メートルを超え20 0平方メートル以下のとき <u>23,000円</u> エ 床面積が200平方メートルを超え50 0平方メートル以下のとき <u>29,000円</u> オ～ケ (略)	(略)	91の5	建築基準法第18条第16項の 規定に基づく建築物に関する 工事完了(当該建築物を建築 した場合(同一敷地内におい て移転した場合を除く。)に限 る。)の通知(当該通知が同条 第19項の特定工程に係る建築 物についてされるものである 場合に限る。次項及び125の4 の項において同じ。)に対する 審査	中間検査を受けた建築物の建築に関する(略) 工事完了通知手数料 ア 床面積の合計(以下この項において 「床面積」という。)が30平方メー トル以下のとき <u>9,900円</u> イ 床面積が30平方メートルを超え100 平方メートル以下のとき <u>11,000円</u> ウ 床面積が100平方メートルを超え20 0平方メートル以下のとき <u>15,000円</u> エ 床面積が200平方メートルを超え50 0平方メートル以下のとき <u>21,000円</u> オ～ケ (略)	(略)
91の6	建築基準法第18条第20項の 規定に基づく建築物に関する 工事完了(当該建築物を同一 敷地内において移転し、又は その大規模の修繕若しくは大 規模の模様替をした場合に限 る。)の通知に対する審査	(略)	(略)	91の6	建築基準法第18条第16項の 規定に基づく建築物に関する 工事完了(当該建築物を同一 敷地内において移転し、又は その大規模の修繕若しくは大 規模の模様替をした場合に限 る。)の通知に対する審査	(略)	(略)
91の7	建築基準法第18条第28項の 規定に基づく建築物に関する	(略)	(略)	91の7	建築基準法第18条第19項の 規定に基づく建築物に関する	(略)	(略)

	特定工程工事終了の通知に対する審査				特定工程工事終了の通知に対する審査		
91の8	建築基準法第18条第38項第1号又は第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	(略)	(略)	91の8	建築基準法第18条第24項第1号又は第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
91の9	(略)	(略)	(略)	91の9	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～	～	～	～	～
125の2	(略)	(略)	(略)	125の2	(略)	(略)	(略)
125の3	建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する工事完了(次項に掲げる場合を除く。)の通知に対する審査	(略)	(略)	125の3	建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する工事完了(次項に掲げる場合を除く。)の通知に対する審査	(略)	(略)
125の4	建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく昇降機に関する工事完了の通知に対する審査	(略)	(略)	125の4	建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定に基づく昇降機に関する工事完了の通知に対する審査	(略)	(略)
125の5	建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第28項の規定に基づく建築設備に関する特定工程工事終了の通	(略)	(略)	125の5	建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第19項の規定に基づく建築設備に関する特定工程工事終了の通	(略)	(略)

	知に対する審査		
126	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～
128の2	(略)	(略)	(略)
128の3	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査	(略)	(略)
128の4	建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第28項の規定に基づく工作物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	(略)	(略)
128の5	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～
131	(略)	(略)	(略)

別表第3 (第2条関係)

事務	名称及び額	徴収時期
1 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申請	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申請があつた場合において、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額(申請に係る計	認定申請

	知に対する審査		
126	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～
128の2	(略)	(略)	(略)
128の3	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査	(略)	(略)
128の4	建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第19項の規定に基づく工作物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	(略)	(略)
128の5	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～
131	(略)	(略)	(略)

別表第3 (第2条関係)

事務	名称及び額	徴収時期
1 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申請	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる額(当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申請があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額(当該申請に係る計画に特定建築基準	認定申請

合して いるこ とを示 す書類 が提出 された 場合		一トール以上1	119,000 円
		0,000平方メ	
		一トール未満の	
		もの	
		当該部分の床	
		面積の合計が	
		10,000平方メ	
		一トール以上2	
		5,000平方メ	
		一トール未満の	
もの			
当該部分の床	148,000 円		
面積の合計が			
25,000平方メ			
一トール以上の			
もの			
(イ) 非住宅部分(省令第1		11,300円	
条第1項第1号に規定す			
る非住宅部分をいう。以			
下同じ。)			
当該部分の床			
面積の合計が			
300平方メー			
トル未満のも			
の			

合して いるこ とを示 す書類 が提出 された 場合		建築物の総戸数が26戸以上	45,000円				
		50戸以下のもの					
		建築物の総戸数が51戸以上		82,000円			
		100戸以下のもの					
		建築物の総戸数が101戸以			131,000 円		
		上200戸以下のもの					
		建築物の総戸数が201戸以				170,000 円	
		上300戸以下のもの					
		建築物の総戸数が301戸以					185,000 円
		上のも					
(イ) 共用部	9,300円						
分(住宅の							
用途に供							
する共用							
廊下、共用							
当該部分の床面積の合計が							
300平方メートル以内のも							
の							

(別紙)

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
当該部分の床	188,000円

階段その他共用部 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 以下同じ。)	16,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円
当該部分の床面積の合計が	160,000円

(別紙)

面積の合計が	円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が	235,000円
25,000平方メートル以上のもの	

10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	円	
当該部分の床面積の合計が	200,000円	
25,000平方メートルを超えるもの		
(ウ) 非住宅	当該部分の床面積の合計が	9,300円
の部分(住戸の部分の及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。)	300平方メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が	16,000円
	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が	26,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が	80,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が	126,000円
	5,000平方メートルを超え1	

(別紙)

		0,000平方メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円
	ウ ア及びイ以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
		建築物の延べ面積が25,000平方メートル以内のもの	200,000円

(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準(住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)をいう。以下同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円
		仕様・計算併用法(住宅部分の省令第1条第1項第2号イ(1)の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率(以下この表及び別表第4において「外皮性能」という。)を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の同項第1号イの一次エネルギー消費量(以下この表及び別表第4において「一次エネルギー消費量」という。)を省令第10条第2号イ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を同号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)をいう。以下同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のも	22,200円
		仕様・計算併用法(住宅部分の省令第1条第1項第2号イ(1)の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率(以下この表及び別表第4において「外皮性能」という。)を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の同項第1号イの一次エネルギー消費量(以下この表及び別表第4において「一次エネルギー消費量」という。)を省令第10条第2号イ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を同号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)をいう。以下同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円
		仕様・計算併用法(住宅部分の省令第1条第1項第2号イ(1)の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率(以下この表及び別表第4において「外皮性能」という。)を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の同項第1号イの一次エネルギー消費量(以下この表及び別表第4において「一次エネルギー消費量」という。)を省令第10条第2号イ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を同号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)をいう。以下同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のも	33,200円

(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準(住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)をいう。以下同じ。)による場合	平方メートルを超えるもの	円
		誘導仕様基準(住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)をいう。以下同じ。)による場合		21,000円

		一消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項及び2の項並びに別表第4の4の項及び5の項において同じ。)による場合		
		標準計算法(省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項及び2の項並びに別表第4の4の項及び5の項において同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上もの	44,900円
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円

		誘導仕様基準以外による場合		35,000円
イ 共同住宅等	(ア) 住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	21,000円
			建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	39,000円

(別紙)

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円

建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	56,000円
建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	80,000円
建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	120,000円
建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	182,000円
建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	261,000円
建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	340,000円

(別紙)

仕様・計算併 用法による 場合	当該部分の床 面積の合計が 300平方メー トル未満のも の 当該部分の床 面積の合計が 300平方メー トル以上2,00 0平方メー トル未満のもの の 当該部分の床 面積の合計が 2,000平方メ ートル以上5, 000平方メー トル未満のも の 当該部分の床 面積の合計が 5,000平方メ ートル以上1 0,000平方メ ートル未満の もの	59,800円 100,000 円 175,000 円 256,000 円

建築物の総戸 数が301戸以 上のもの	390,000 円
---------------------------	--------------

	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	354,000円
標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円

誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	35,000円
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	69,000円
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000円

(別紙)

トル未満のもの	
の	
当該部分の床面積の合計が	329,000
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	円
当該部分の床面積の合計が	390,000
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	円
当該部分の床面積の合計が	449,000
25,000平方メートル以上のもの	円

建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000
	円
建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000
	円
建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000
	円
建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000
	円
建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	508,000
	円

(別紙)

		のもの	
		建築物の総戸	600,000
		数が301戸以	円
		上のもの	
(イ)	共用部	当該部分の床面積の合計が	109,000
	分	300平方メートル以内のも	円
		の	
		当該部分の床面積の合計が	138,000
		300平方メートルを超え1,0	円
		00平方メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が	180,000
		1,000平方メートルを超え	円
		2,000平方メートル以内の	
		もの	
		当該部分の床面積の合計が	280,000
		2,000平方メートルを超え	円
		5,000平方メートル以内の	
		もの	
		当該部分の床面積の合計が	359,000
		5,000平方メートルを超え1	円
		0,000平方メートル以内の	
		もの	
		当該部分の床面積の合計が	429,000
		10,000平方メートルを超え	円
		25,000平方メートル以内の	
		もの	
		当該部分の床面積の合計が	500,000

(イ) 非住宅	モデル建物	当該部分の床面積の合計が	102,000 円
部分	法(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき)	300平方メートル未満のもの	
	標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとし	当該部分の床面積の合計が	129,000 円
	て国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。2の項の並びに別表	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が	171,000 円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が	276,000 円
		当該部分の床面積の合計が	361,000 円

		25,000平方メートルを超えるもの	円
(ウ) 非住宅	当該部分の床面積の合計が	300平方メートル以内のもの	242,000 円
の部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000 円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000 円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000 円
		当該部分の床面積の合計が	670,000 円

(別紙)

第4の4の項及び5の項において同一じ。)による場合	面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	434,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	509,000円
標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用い	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル	334,000円

5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円

て評価する	ル未満のもの	
方法をいう。	当該部分の床	431,000
2の項並びに	面積の合計が	円
別表第4の4	1,000平方メ	
の項及び5の	ートル以上2,	
項において	000平方メー	
同じ。)によ	トル未満のも	
る場合	の	
	当該部分の床	615,000
	面積の合計が	円
	2,000平方メ	
	ートル以上5,	
	000平方メー	
	トル未満のも	
	の	
	当該部分の床	758,000
	面積の合計が	円
	5,000平方メ	
	ートル以上1	
	0,000平方メ	
	ートル未満の	
	もの	
	当該部分の床	896,000
	面積の合計が	円
	10,000平方メ	
	ートル以上2	
	5,000平方メ	
	ートル未満の	

(別紙)

				もの	
				当該部分の床面積の合計が	1,020,000円
				25,000平方メートル以上のもの	
2 都市の低炭	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料				変更認定
	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)				

				ウ ア及びイ以外の建築物	
				建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	242,000円
				建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
				建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
				建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円
				建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円
				建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000円
				建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円
2 都市の低炭	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料				変更認定
	変更認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に				

(別紙)

す書類 が提出 された 場合	面積の合計が	
	5,000平方メ	
	ートル以上1	
	0,000平方メ	
	ートル未満の	
	もの	
	当該部分の床	83,500円
	面積の合計が	
	10,000平方メ	
	ートル以上2	
5,000平方メ		
ートル未満の		
もの		
当該部分の床	103,000	
面積の合計が	円	
25,000平方メ		
ートル以上の		
もの		
(イ) 非住宅部分	当該部分の床	8,000円
	面積の合計が	
	300平方メー	

す書類 が提出 された 場合	25戸以下のもの	
	建築物の総戸数が26戸以上	32,000円
	50戸以下のもの	
	建築物の総戸数が51戸以上	58,000円
	100戸以下のもの	
	建築物の総戸数が101戸以	93,000円
	上200戸以下のもの	
	建築物の総戸数が201戸以	122,000
	上300戸以下のもの	円
	建築物の総戸数が301戸以	134,000
上のも	円	
(イ) 共用部	当該部分の床面積の合計が	6,500円
分	300平方メートル以内のも	
	の	

(別紙)

トル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円

(別紙)

もの	
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	6,500円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
	11,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
	18,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
	56,000円

(別紙)

		当該部分の床面積の合計が88,000円
		5,000平方メートルを超え1
		0,000平方メートル以内の
		もの
		当該部分の床面積の合計が112,000
		10,000平方メートルを超え 円
		25,000平方メートル以内の
		もの
		当該部分の床面積の合計が140,000
		25,000平方メートルを超え 円
		るもの
	ウ ア及びイ以外の建	建築物の延べ面積が300平
	築物	方メートル以内のもの
		建築物の延べ面積が300平
		11,000円
		方メートルを超え1,000平
		方メートル以内のもの
		建築物の延べ面積が1,000
		18,000円
		平方メートルを超え2,000
		平方メートル以内のもの
		建築物の延べ面積が2,000
		56,000円
		平方メートルを超え5,000
		平方メートル以内のもの
		建築物の延べ面積が5,000
		88,000円
		平方メートルを超え10,000
		平方メートル以内のもの
		建築物の延べ面積が10,000
		112,000
		平方メートルを超え25,000 円

(別紙)

(2) (1)以外の場 合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のも	15,100円	
			仕様・計算併用法による場	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円
			標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円

(2) (1)以外の場 合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	平方メートル以内のもの	
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
			誘導仕様基準以外による場合	18,000円

			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円
イ ア以外 の建築物	(ア) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円

イ 共同住宅等	(ア) 住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	15,000円
			建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	27,000円
			建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	40,000円
			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	56,000円

0平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が	122,000
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	円
当該部分の床面積の合計が	179,000
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	円
当該部分の床面積の合計が	213,000
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	円
当該部分の床面積の合計が	248,000
25,000平方メートル以上のもの	円

(別紙)

標準計算法 による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	273,000円

誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	18,000円
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	37,000円
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	52,000円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	74,000円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	108,000円

(別紙)

		一トール以上2 5,000平方メ 一トール未満の もの	
		当該部分の床 面積の合計が	314,000 円
		25,000平方メ 一トール以上の もの	
(イ) 非住宅モデル建物 部分	法による場 合	当該部分の床 面積の合計が	71,600円
		300平方メー トル未満のも の	
		当該部分の床 面積の合計が	91,100円

		の	
		建築物の総戸 数が51戸以上 100戸以下の もの	159,000 円
		建築物の総戸 数が101戸以 上200戸以下 のもの	221,000 円
		建築物の総戸 数が201戸以 上300戸以下 のもの	291,000 円
		建築物の総戸 数が301戸以 上のもの	342,000 円
(イ) 共用部 分		当該部分の床面積の合計が	57,000円
		300平方メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が	72,000円
		300平方メートルを超え1,0	

(別紙)

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が	119,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が	193,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が	253,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が	304,000円
10,000平方メートル以上	

100平方メートル以内のもの	
当該部分の床面積の合計が	96,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
当該部分の床面積の合計が	156,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
当該部分の床面積の合計が	205,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	
当該部分の床面積の合計が	247,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	

(別紙)

	一トル以上25,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が	357,000 円
	25,000平方メートル以上のもの	
標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が	186,000 円
	300平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が	234,000 円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が	301,000 円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床	430,000

もの	
当該部分の床面積の合計が	290,000 円
25,000平方メートルを超えるもの	

面積の合計が	円
2,000平方メ	
ートル以上5,	
000平方メー	
トル未満のも	
の	
当該部分の床	531,000
面積の合計が	円
5,000平方メ	
ートル以上1	
0,000平方メ	
ートル未満の	
もの	
当該部分の床	627,000
面積の合計が	円
10,000平方メ	
ートル以上2	
5,000平方メ	
ートル未満の	
もの	
当該部分の床	715,000
面積の合計が	円
25,000平方メ	
ートル以上の	
もの	

(ウ) 非住宅	当該部分の床面積の合計が	123,000
の部分	300平方メートル以内のも	円
	の	

(別紙)

		当該部分の床面積の合計が	154,000
		300平方メートルを超え1,0	円
		00平方メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が	198,000
		1,000平方メートルを超え	円
		2,000平方メートル以内の	
		もの	
		当該部分の床面積の合計が	290,000
		2,000平方メートルを超え	円
		5,000平方メートル以内の	
		もの	
		当該部分の床面積の合計が	361,000
		5,000平方メートルを超え1	円
		0,000平方メートル以内の	
		もの	
		当該部分の床面積の合計が	427,000
		10,000平方メートルを超え	円
		25,000平方メートル以内の	
		もの	
		当該部分の床面積の合計が	491,000
		25,000平方メートルを超え	円
		るもの	
	ウ ア及びイ以外の建	建築物の延べ面積が300平	123,000
	築物	方メートル以内のもの	円
		建築物の延べ面積が300平	154,000
		方メートルを超え1,000平	円
		方メートル以内のもの	

向上等に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)をいう。以下同じ。)又は誘導仕様基準の審査に係る法律ものをいう。)は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合の審査(特定建築物のエネルギー消費性能の向上等に関	(1) 一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,500円
		当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	4,700円
		当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	7,800円
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	9,400円
	(2) 一戸建て住宅以外の住宅	当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	4,300円

する法 律施行 規則 (平成2 8年国 土交通 省令第 5号)第 2条第1 項第1 号に該 当する 場合に 限る。)	当該住宅の床面積の合計が300平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	8,200円
	当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	13,300円
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	15,900円
	当該住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	22,300円
	当該住宅の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,300円

				00平方メートル以内のもの							
				当該住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	50,100円						
				当該住宅の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	68,900円						
2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	計画提出又は計画通知のとき								
	1) 計画提出又は計画通知に併せて提出する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に	ア 一戸建て住宅		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	5,800円						
		イ ア (ア) 住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11,300円						
		イ ア (ア) 住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円						
1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	計画提出又は計画通知のとき								
	1) 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第1号)第1項又は	能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。)のみの場合									

(別紙)

面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル	188,000円

面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円

		未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000円
(2) (1)以外の場合	ア 一仕様基準又は誘導仕様基準によ	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円
	て住る場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円
	宅	仕様・計算併用法(住宅部分の外皮性能を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を省令第1条第1項第2号ロ(1)若しくは第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分	30,100円

		もの	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円
(2) (1)以外の場合	非住宅部分の場合		

の外皮性能を省		
令第1条第1項第	当該住宅の床	33,200円
2号イ(1)若しく	面積の合計が2	
は第10条第2号	00平方メート	
イ(1)の基準によ	ル以上のもの	
り評価し、一次		
エネルギー消費		
量に係る基準へ		
の適合を仕様基		
準若しくは誘導		
仕様基準により		
評価する方法を		
いう。以下この		
項、3の項及び6		
の項において同		
じ。)による場合		
標準計算法(省	当該住宅の床	40,200円
令第1条第1項第	面積の合計が2	
2号イ(1)及び同	00平方メート	
号ロ(1)により評	ル未満のもの	
価する方法又は		
省令第10条第2		
号イ(1)及び同号		
ロ(1)の基準によ	当該住宅の床	44,900円
り評価する方法	面積の合計が2	
をいう。以下こ	00平方メート	
の項、3の項及び	ル以上のもの	
6の項において		

	同じ。)による場 合		
イ	ア(ア) 住仕様基	当該部分の床	38,700円
以	外 宅部	準又は面積の合計が3	
の	建 分	誘導仕00平方メート	
建	築物	様基準ル未満のもの	
	による	当該部分の床	66,900円
	場合	面積の合計が3	
		00平方メート	
		ル以上2,000平	
		方メートル未	
		満のもの	
		当該部分の床	120,000
		面積の合計が	円
		2,000平方メー	
		トル以上5,000	
		平方メートル	
		未満のもの	
		当該部分の床	183,000
		面積の合計が	円
		5,000平方メー	
		トル以上のも	
		の	
	仕様・計	当該部分の床	59,800円
	算併用	面積の合計が3	
	法によ	00平方メート	
	る場合	ル未満のもの	

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000 円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000 円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000 円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000 円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	354,000 円

	の	
標準計	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	390,000円

		未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	449,000円
(イ)	非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
		の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。)の場合	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円

用いて面積の合計が	円
評価する方1,000平方メー	
法トル以上2,000	
をいう。平方メートル	
3の項及未満のもの	
び6の項当該部分の床	276,000
におい面積の合計が	円
て同2,000平方メー	
じ。)にトル以上5,000	
よる場平方メートル	
合未満のもの	
当該部分の床	361,000
面積の合計が	円
5,000平方メー	
トル以上10,00	
0平方メートル	
未満のもの	
当該部分の床	434,000
面積の合計が1	円
0,000平方メー	
トル以上25,00	
0平方メートル	
未満のもの	
当該部分の床	509,000
面積の合計が2	円
5,000平方メー	
トル以上のも	
の	

算出に用いるべき積の合計が1,00	円
標準的な建築物を0平方メートル	
用いて評価する方以上2,000平方	
法をいう。2の項、5メートル未満の	
の項及び6の項におもの	
いて同じ。)による当該部分の床面	235,700
場合積の合計が2,00	円
0平方メートル	
以上5,000平方	
メートル未満の	
もの	
当該部分の床面	309,000
積の合計が5,00	円
0平方メートル	
以上10,000平方	
メートル未満の	
もの	
当該部分の床面	371,000
積の合計が10,0	円
00平方メートル	
以上25,000平方	
メートル未満の	
もの	
当該部分の床面	435,000
積の合計が25,0	円
00平方メートル	
以上のもの	

標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。3の項及び6の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000 円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000 円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000 円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000 円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000 円

標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400 円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100 円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700 円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000 円

(別紙)

面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が	22,200円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が	66,100円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が	104,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が	132,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル	

積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が	19,100円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が	56,400円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が	90,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が	113,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の	

			面積の合計が2 00平方メート ル以上のもの	
イ	ア(ア)	住仕様基	当該部分の床	26,800円
以	外	宅部	準又は面積の合計が3	
の	建	分	誘導仕00平方メート	
築	物		様基準ル未満のもの	
			による当該部分の床	46,500円
			場合面積の合計が3	
			00平方メート	
			ル以上2,000平	
			方メートル未	
			満のもの	
			当該部分の床	84,800円
			面積の合計が	
			2,000平方メー	
			トル以上5,000	
			平方メートル	
			未満のもの	
			当該部分の床	127,000
			面積の合計が	円
			5,000平方メー	
			トル以上のもの	
			の	
			仕様・計	当該部分の床
			算併用	面積の合計が3
			法によ	00平方メート
			る場合	ル未満のもの

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	213,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	248,000円

	の	
標準計	当該部分の床	56,800円
算法に	面積の合計が3	
よる場	00平方メート	
合	ル未満のもの	
	当該部分の床	94,600円
	面積の合計が3	
	00平方メート	
	ル以上2,000平	
	方メートル未	
	満のもの	
	当該部分の床	161,000
	面積の合計が	円
	2,000平方メー	
	トル以上5,000	
	平方メートル	
	未満のもの	
	当該部分の床	231,000
	面積の合計が	円
	5,000平方メー	
	トル以上10,00	
	0平方メートル	
	未満のもの	
	当該部分の床	273,000
	面積の合計が1	円
	0,000平方メー	
	トル以上25,00	
	0平方メートル	

	未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のも	314,000円
	の	
(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円

		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円
(ウ)	(イ)モデル以外建物法の非住宅部分の場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	119,000円

モデル建物法による場合

	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	102,100円

(別紙)

面積の合計が 1,000平方メー トル以上2,000 平方メートル 未満のもの	円
当該部分の床 面積の合計が	193,000 円
2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル 未満のもの	
当該部分の床 面積の合計が	253,000 円
5,000平方メー トル以上10,00 0平方メートル 未満のもの	
当該部分の床 面積の合計が1	304,000 円
0,000平方メー トル以上25,00 0平方メートル 未満のもの	
当該部分の床 面積の合計が2	357,000 円
5,000平方メー トル以上のも の	

積の合計が1,00 0平方メートル 以上2,000平方 メートル未満の もの	円
当該部分の床面 積の合計が2,00	165,100 円
0平方メートル 以上5,000平方 メートル未満の もの	
当該部分の床面 積の合計が5,00	216,000 円
0平方メートル 以上10,000平方 メートル未満の もの	
当該部分の床面 積の合計が10,0	260,000 円
00平方メートル 以上25,000平方 メートル未満の もの	
当該部分の床面 積の合計が25,0	305,000 円
00平方メートル 以上のもの	

(別紙)

標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000 円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000 円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000 円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000 円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000 円

標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200 円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100 円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700 円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000 円

計画の認定の申請に対する審査	ギ一消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが	00平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	148,000円
(イ) 非住宅部分		当該部分の床	11,300円

計画の認定の申請に対する審査	項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが	表において同じ。)平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円
非住宅部分		当該部分の床面	9,700円

(別紙)

提出
され
た場
合

面積の合計が300平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	188,000円

積の合計が300平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	161,000円

(別紙)

			面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000円
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円
		仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円
		標準計算法による場合	当該住宅の床	40,200円

			積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
		誘導仕様基準以外	当該住宅の床	34,400円

(別紙)

		面積の合計が200平方メートル未満のもの	
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円
イ	(ア) 住宅誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
以外	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
の建		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
築物		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円

		面積の合計が200平方メートル未満のもの	
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円
イ	住宅誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
以外	住宅部分による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
の建		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円
築物		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	179,000円

	の	
仕様・計算併用法による 場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円

	0平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	354,000円
標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル	329,000円

	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円

		未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	390,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	449,000円
(イ)	非モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円

非住宅部分	モデル建物法(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)の内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「内周囲空間の	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000 円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000 円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	434,000 円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	509,000 円
標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	266,000 円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	334,000 円

年間熱負荷(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギーという。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700 円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000 円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000 円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000 円
標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100 円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	284,400 円

(別紙)

面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル	896,000円

一消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。)による場合	積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の	763,000円

				未満のもの					もの	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1,020,000円				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円
5	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表91の3の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額)	変更認定申請のとき							
	に基づき	(1) 申請に併せて建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する	ア	一戸建て住宅	4,100円					
		イ	ア	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円				
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円				
4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額)	変更認定申請のとき							
	に基づき	(1) 申請に併せて建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する	ア	一戸建て住宅	3,700円					
		イ	ア	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円				
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円				

(別紙)

審査	上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	83,500円	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	103,000円	
		(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	13,800円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	13,800円

審査	す書類として区長が定めるものが提出された場合	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円
		非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	11,800円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	11,800円

(別紙)

面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が	22,200円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が	66,100円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が	104,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が	132,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル	

積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円

			未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円
			仕様・計算併用法による場合	21,100円
	標準計算法による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円

			もの	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,000円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,000円
	誘導仕様基準以外による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円

		面積の合計が200平方メートル以上のもの	
イ ア(ア) 住宅以外の建築物	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円

		積の合計が200平方メートル以上のもの	
イ ア以外の建築物	住宅誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	83,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	125,000円

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	213,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	248,000円

	の	
標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル	273,000円

誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円

		未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	314,000円
(4) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円

非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円

(別紙)

	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000 円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000 円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	357,000 円
標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000 円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000 円
	当該部分の床	301,000

	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000 円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000 円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000 円
標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	159,100 円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200 円
	当該部分の床面	257,100

(別紙)

面積の合計が 1,000平方メー トル以上2,000 平方メートル 未満のもの	円
当該部分の床 面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル 未満のもの	430,000 円
当該部分の床 面積の合計が 5,000平方メー トル以上10,00 0平方メートル 未満のもの	531,000 円
当該部分の床 面積の合計が1 0,000平方メー トル以上25,00 0平方メートル 未満のもの	627,000 円
当該部分の床 面積の合計が2 5,000平方メー トル以上のも の	715,000 円

積の合計が1,00 0平方メートル 以上2,000平方 メートル未満の もの	円
当該部分の床面 積の合計が2,00 0平方メートル 以上5,000平方 メートル未満の もの	366,700 円
当該部分の床面 積の合計が5,00 0平方メートル 以上10,000平方 メートル未満の もの	453,000 円
当該部分の床面 積の合計が10,0 00平方メートル 以上25,000平方 メートル未満の もの	535,000 円
当該部分の床面 積の合計が25,0 00平方メートル 以上のもの	610,000 円

5 建築物のエネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	認定申請		
	認定申請1件につき、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次のとおり	申請のとき		
	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請に適合している旨の認定の申請に対する審査	ア 一戸建て住宅	5,100円	
		イ ア以外住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
		イ ア以外住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円
		イ ア以外住宅部分	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
		イ ア以外住宅部分	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円
		非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
		非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	21,000円
		非住宅部分	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	46,000円

(別紙)

平方メートル未 満のもの	
当該部分の床面 積の合計が300 平方メートル以 上1,000平方メ ートル未満のも の	16,700円
当該部分の床面 積の合計が1,00 0平方メートル 以上2,000平方 メートル未満の もの	27,100円
当該部分の床面 積の合計が2,00 0平方メートル 以上5,000平方 メートル未満の もの	80,400円
当該部分の床面 積の合計が5,00 0平方メートル 以上10,000平方 メートル未満の もの	128,000 円
当該部分の床面 積の合計が10,0	161,000 円

(別紙)

			00平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円	
(2)	(1)以外の	ア	一戸性能基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	34,400円
場合	建て住	宅	性能基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円
			モデル住宅法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	17,700円
			仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未	19,100円
			令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	17,700円
			令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未	

(建築物エネルギー消費性 能基準等を定める省令第1 条第1項第2号イ(2)及び同 号ロ(2)に定める基準をいう。 以下この表において同じ。) による場合	積の合計が300平方メートル未満のもの	58,000円
	積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	104,000円
	積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	157,000円
	積の合計が5,000平方メートル以上のもの	33,100円
仕様基準又は誘導仕様基準による場合	積の合計が300平方メートル未満のもの	58,000円
	積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	

(別紙)

		の	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000円
非住宅部分	住モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円
		の	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円

(別紙)

	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700 円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000 円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000 円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000 円
標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100 円
	当該部分の床面積の合計が300	284,400 円

(別紙)

平方メートル以 上1,000平方メ ートル未満のも の	
当該部分の床面 積の合計が1,00 0平方メートル 以上2,000平方 メートル未満の もの	367,100 円
当該部分の床面 積の合計が2,00 0平方メートル 以上5,000平方 メートル未満の もの	523,700 円
当該部分の床面 積の合計が5,00 0平方メートル 以上10,000平方 メートル未満の もの	646,000 円
当該部分の床面 積の合計が10,0 00平方メートル 以上25,000平方 メートル未満の もの	763,000 円

(別紙)

の証明		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		軽微な 変更 に 該 当 し て い る こ と の 証 明		
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	83,500円			
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	103,000円			
	(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円			
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円			
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの	22,200円			
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上1,500平方メートル未満のもの				
		当該部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの				
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上1,500平方メートル未満のもの	19,100円

(別紙)

			トル以上2,000平方メートル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円
(2) (1)以外の場合	ア	一仕様基準又は誘導仕様基準による	当該住宅の床面積の合計が2	14,300円

			以上2,000平方メートル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円
(2) (1)以外の非住宅部分の場合				

	て 住る場合 宅		00平方メートル未満のもの		
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円	
		仕様・計算併用法による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円
	標準計算法による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円	
		イ ア(ア) 住宅以外の建築物	仕様基準	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
			標準又は誘導仕様基準による	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	46,500円

場合	面積の合計が3	
	00平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床	84,800円
	面積の合計が	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床	127,000円
	面積の合計が	
	5,000平方メートル以上のもの	
仕様・計算併用による場合	当該部分の床	42,000円
	面積の合計が3	
	00平方メートル未満のもの	
	当該部分の床	70,500円
	面積の合計が3	
	00平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床	122,000円
	面積の合計が	

	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が	179,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が1	213,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が2	248,000円
標準計	当該部分の床面積の合計が3	56,800円
算法による場合	0平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が3	94,600円
	0平方メートル	

	ル以上2,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が	161,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が	231,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が	273,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が	314,000円
	25,000平方メートル以上のもの	
(1) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が	8,000円
の用途が工	面積の合計が	

場等のみの場合	00平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	132,000円

		0,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円
(ウ)	(イ)モデル住宅以外の場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	193,000円

モデル建物法による場合

		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	165,100円

(別紙)

	トル以上5,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000 円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000 円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	357,000 円
標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000 円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方	234,000 円

	以上5,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000 円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000 円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000 円
標準入力法等による場合		
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メ	199,200 円

(別紙)

			方メートル未 満のもの				一トル未満のも の	
			当該部分の床 面積の合計が	301,000	円		当該部分の床面 積の合計が1,00	257,100
			1,000平方メー トル以上2,000				0平方メートル	
			平方メートル 未満のもの				以上2,000平方 メートル未満の もの	
			当該部分の床 面積の合計が	430,000	円		当該部分の床面 積の合計が2,00	366,700
			2,000平方メー トル以上5,000				0平方メートル	
			平方メートル 未満のもの				以上5,000平方 メートル未満の もの	
			当該部分の床 面積の合計が	531,000	円		当該部分の床面 積の合計が5,00	453,000
			5,000平方メー トル以上10,00				0平方メートル	
			0平方メートル 未満のもの				以上10,000平方 メートル未満の もの	
			当該部分の床 面積の合計が1	627,000	円		当該部分の床面 積の合計が10,0	535,000
			0,000平方メー トル以上25,00				00平方メートル	
			0平方メートル 未満のもの				以上25,000平方 メートル未満の もの	
			当該部分の床 面積の合計が2	715,000	円		当該部分の床面 積の合計が25,0	610,000
								円

				5,000平方メートル以上のもの	
--	--	--	--	------------------	--

備考

- 1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更^に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の2の項(2)のイの(ウ)、3の項(2)のイの(ウ)又は6の項(2)のイの(ウ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の4の項(2)のイの(イ)又は5の項(2)のイの(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の

				00平方メートル以上のもの	
--	--	--	--	---------------	--

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更^に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の1の項(2)、2の項(2)、5の項(2)イ又は6の項(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、同令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の3の項(2)イ又は4の項(2)イに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の

向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規定により算出した額とする。

4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行つた場合の手数料の額は、この表の3の項(1)の規定により算出した額とする。

5 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更^に該当していることの証明手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築

向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項(1)の規定により算出した額とする。

4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行つた場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規定により算出した額とする。

5 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更^に該当していることの証明手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分を含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有す

物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。

7 (略)

8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の4の項の規定により算出した額とする。

10 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。

11 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）

る建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

7 (略)

8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。

11 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

12 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は

又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。

1 2 適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が1である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、この表の2の項(1)のア若しくは(2)のア、3の項(1)のア若しくは(2)のア、4の項(1)のア若しくは(2)のア、5の項(1)のア若しくは(2)のア又は6の項(1)のア若しくは(2)のアに掲げる額とする。

1 3 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、この表の2の項(2)のイの(イ)、3の項(2)のイの(イ)又は6の項(2)のイの(イ)に掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2の91の2の項の改正規定（「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改める部分に限る。）、同表91の4の項の改正規定（「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める部分に限る。）、同表91の5の項の改正規定（「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「同条第19項」を「同条第28項」に改める部分に限る。）並びに同表91の6の項から91の8の項まで、125の3の項から125の5の項まで、128の3の項及び128の4の項の改正規定は、公布の日から施行する。

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。